

# 「飛鳥アートビレッジ」企画検討業務委託仕様書

## 1 業務名称

「飛鳥アートビレッジ」企画検討業務委託

## 2 業務目的

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が世界文化遺産に登録されると、初めて明日香村を訪れる観光客が多く来村すると見込まれる。その登録の最短年である令和8年を見据え、初めて来村する方々に芸術文化の面から明日香村のPRを行うとともに、村内を周遊することで地域経済の活性化に繋げることを目的に、令和8年にアートプログラム「飛鳥アートビレッジ」を開催する。世界遺産登録年にふさわしいプログラムにするため、早期の企画内容の検討をはじめ、会場・アーティストの確保などの事前調整が不可欠であるため令和6年度中に事業企画を行い、令和7年度以降に事業を開始できるよう企画検討を行う。

## 3 業務内容

### (1) 事業全般にかかる企画検討業務

- ① 開催概要、令和8年度の作品制作・公開に向けた3カ年の事業全般にかかる計画及びスケジュールを含めた業務計画を作成し提出すること。
- ② 明日香村にふさわしい作品制作に繋がる企画にすること。
- ③ 明日香村の歴史・文化・自然等、作家の作品制作に影響を与えるであろう地域資源を提案すること。
- ④ 令和8年度の作品制作・公開を見据え、明日香村の歴史・文化・自然などの地域資源を広くPRできる企画にすること。
- ⑤ 展示会場の候補地は、遺跡・寺社等明日香村で象徴的なエリア及び世界遺産構成資産候補地周辺を設定すること。
- ⑥ 周辺の文化資源や観光資源間を周遊できる作品展示会場を提案すること。

### (2) 記録簿等必要資料の作成業務

- ① 受託者は、本業務の実施において、発注者及び関係機関と適宜打ち合わせを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打ち合わせの内容については、記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。
- ② 経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）は、年度ごとに整理・保管（5年間し、発注者からの請求があった場合、速やかに提出すること。

## 4 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで

## 5 業務報告

### (1) 完了報告

受託者は本業務に係る効果検証を行うため、完了報告を行うこと。

### (2) 成果物等の提出

業務完了後、令和7年3月28日までに発注者あて、以下の成果物等を提出すること。なお、成果物等は電子データで提出すること。

#### ① 業務報告書

- ・ A4サイズで制作すること。
- ・ なお、成果物等の所有権及び著作権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

#### ② 業務に関して作成した全ての成果物

- ・ 企画書、打ち合わせ記録簿、調査時の記録写真や映像データなどを提出すること。

## 6 その他

### (1) 守秘義務等について

- ① 受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受注業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ② 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

### (2) 個人情報の取扱いについて

- ① 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理の上、外部への持ち出し等については原則禁止とするとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ② 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ③ 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は発注者に帰属するものとし、発注者の指示に従い提供を行うこと。

### (3) 著作物の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものと

し、受託者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。  
ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (5) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受託者の負担とする。
- (6) 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。